

任期付審査官インタビュー

審査第三部 有機化学 村松 宏紀

審査第四部 伝送システム 石原 由晴

特許庁の掲げる世界最高の知的財産立国の実現に向けて、特許審査における任期付審査官の果たす役割は非常に大きなものとなっています。そのような中で、現在の審査部には、任期付審査官としての任期満了を迎えた後、外部を経験し、再び任期付審査官として特許庁に戻って来た方々も増えてきました。本企画は、そのような方にインタビューすることで、任期付審査官としての仕事の魅力を改めて探っていくとともに、任期付審査官経験者の外部での活躍について、皆様にご紹介していきます。

—本日はどうぞよろしくお願い致します。それでは早速お二人にお伺いしたいのですが、こうして特許庁に戻ってくる以前に、外部での経験がおありだと思います。一度、特許庁を出た理由と、出た後にしていたことを教えてください。

(村松) 任期付審査官として入庁した時点で、将来は特許庁で得た経験を活かして外部で働くことを考えていました。また、特許の権利化業務にも興味が

あったので、任期満了を迎えた際に、今の自分に来ることは何かと考えた結果、特許事務所で働くことを決めました。特許事務所では、弁理士として、主に明細書作成や中間処理の業務に従事していました。また、発明の評価、発明発掘の相談等も行っていました。

(石原) 私も、任期付審査官として入庁した時点で、最大でも10年と決まっていたので、10年経過したら特許庁を出るということが常に頭の中にもありました。また、企業での研究開発業務、任期付審査官としての特許審査業務を経験し、出願人側の立場での知財業務を経験してみたいと考えたこと、何かを始めるとしても若いうちが良いだろうということで、特許庁を出て弁理士になりました。特許事務所では、主に国内外の特許出願、中間処理業務を行っていました。

—就職先として、他の選択肢はあったのでしょうか。

(石原) 企業の知財部にも興味はありましたが、就職の制限があるため、受けられるところがなかなかない状況でした。自分の専門性や経験を活かすためには、特許事務所が良いだろうと判断しました。

(村松) 企業の知財部ですと、権利化には携われますが、業務が多岐に渡ると思います。審査官としての経験を活かせること、今の自分にできること第一に考えた結果、やはり特許事務所が良いと思いました。

—特許事務所での働き方について聞かせてください。お二人とも主に中間業務を行っていたということですが、それらを行う上で、任期付審査官の経験を活かした業務はありますか。

(石原) 他の弁理士からは、審査官からの拒絶理由について相談されることが多くありました。よく言



審査第三部 有機化学 村松審査官

われていることかもしれませんが、審査官としての経験があるので、その行間が読めるというか、私自身は、審査官の意図していることは何となく分かるのです。そういった意味で、中間処理においてはその役割を期待されているなど感じていました。それと、制度が変わるようなタイミングでは、特許庁での運用について聞かれたりもしました。

(村松) 私も、拒絶理由の内容に関しての問い合わせは良くありました。この点は、任期付審査官の強みだと思います。

—任期付審査官として特許庁に戻ろうと思ったきっかけを教えてください。

(村松) 一番大きかったのは、特許庁から任期付審査官の募集についてご連絡を頂いたことです。当初、戻ることは考えていなかったのですが、特許庁は、業務量の波が無く、自分のペースで仕事ができる職場であること、また、周りの審査官の方々は素晴らしい方々ばかりであることは身に沁みて感じておりました。なので、再びそのような環境で仕事がしたいと思うようになりました。また、私が特許庁に戻った2020年は、ちょうど東京オリンピックが開催される予定でしたので、自分のペースで仕事をしつつ、オリンピック観戦を楽しみたいという思いもありました。

(石原) 特許事務所での生活は、学ぶことが多くとても充実していました。ですが、弁理士としての経験を積むにつれ、毎日何件か締め切りを抱えるようになり、平日はクライアントや外国の代理人への対

応、休日に明細書作成といったことも多くなりました。そのため、家族との時間を持ってないことが悩みでした。もともと審査官の仕事は好きでしたし、任期付審査官の制度が終了する前に特許庁に戻りたいという思いが強くなり、戻ってきました。

—お二人とも審査官の仕事に魅力を感じていたのですね。外部を経験したことで、審査のやり方や意識に変化はありましたか。

(石原) 特許事務所にもよると思いますが、弁理士は審査官よりも広い分野を担当していることが多いと思います。私も自分の専門外の分野を担当した時には、拒絶理由の内容が分かりにくいと感じたことがありました。なので、審査官として戻ってきてからは、より分かりやすい起案を意識するようになりました。また、この拒絶理由を自分が通知されたらどう思うか等、出願人側の視点で考えることができるようになったと思います。

(村松) 審査の取り組み方自体に大きな変化はないと思います。強いて言うならば、特許事務所の仕事では、発明者や知財担当者の方々と直接関わり、明細書を作り上げていくという貴重な経験をさせていただきました。その出願人側の立場を経験して、現在は、出願された明細書や提出された意見書を読むと、それを作成した背景を無意識に想像したり、自分の経験と照らし合わせるようなことしたりするようになりました。要は、明細書等の関係書類に対する親近感が向上したということだと思います。また、代理人業務を経験したことで、代理人であればこう考えるだろうとか、ここまでは出来るかなといった想像もしやすくなりました。落としどころを意識した対応ができるようになったかなと思います。

—代理人を経験したことがあるというのは、審査する上で強みになるのです。他にも、外部を経験したことで、現在の審査に活かしたことはありましたか。

(村松) 明細書を読むスピードは速くなったかなと思います。特許事務所では明細書の作成も行っていたのですが、いざ自分で書いてみようとなると、なかなか筆が進まず苦勞しました。その経験もあってか、どの部分を読めば良いのかがより明確に分かるようになったと思います。あとは、特許事務所に来た特許庁からの拒絶理由通知については、化学分野



審査第四部 伝送システム 石原審査官

のものは自分が担当の案件でなくとも全てに目を通すようにしていました。なので、拒絶理由の言い方・言い回しなどで参考になるものがあつたら真似してみようということは考えておりました。それと、特許庁に戻る前まで趣味でワインスクールに通っていて、ワイン、日本酒、チーズの資格など取得したのですが、たまたま現在配属された部署が有機化学(食品)ということもあり、より意欲を持って審査に取り組んでいると思います(笑)。

(石原) 特許事務所では、外国のオフィスアクションにも対応することが多く、外国の特許制度に詳しくなりました。特許庁に戻ってからは、他庁のオフィスアクションを読む速さや理解度が上がったと思います。どんな拒絶理由が通知されてどのように意見・補正されたか、どんなクレームで登録されたか、それらを日本の特許法に照らして、同じ理由が通知可能か等の検討を速やかに行えるようになりました。また、こういった経験は、自分が指導している官補にも伝えるようにもしています。

一まさに、外部を経験しているからこそできることですね。

(村松) それと、直接審査に活かたという訳ではないですが、外部を経験して分かったこととして、36条に対する意識の違いはあると感じました。審査官側からすると、記載要件は修復可能なケースが多く、新規性・進歩性のほうがよほど重要なという認識でいたのですが、特許事務所では、クライアントからの明細書に対する品質の評価、ひいては事務所の価値の向上に繋がるということから、36条をいかに無くすかということに注力していました。これは外部を経験したからこそ分かったことだと思います。

(石原) 確かに36条を気にしていたというのは、私にも経験があります。私の担当していた案件ではないのですが、とある案件について、36条の拒絶理由に補正して応答したところ、再度36条を通知されてしまった案件がありました。それ以来、拒絶理由が解消しているか曖昧なものについては、審査官に事前の確認をお願いするような運用になりました。その経験もあってか、36条については、もともと分かりやすい拒絶理由を意識していましたが、

より一層丁寧な起案を心がけるようになったと思います。

(村松) 私も、代理人を経験したからか、ユーザーフレンドリーというのは意識するようになりました。補正の示唆が可能な場合には、積極的にするようになっています。

一最後に、任期付審査官の仕事の魅力を教えてください。

(村松) 特許庁という職場が、政府が推進している働き方改革にも積極的に取り組んでいて働きやすい職場であること、また、審査官の仕事は、専門性が高い仕事で日々能力の研鑽に励むことができることが魅力です。限られた時間の中で、品質を維持しながら審査していくことは難しいことでもあるのですが、一方でやりがいもありますし、周りも素晴らしい方ばかりで、恵まれているなどと思います。また、特に任期付審査官は、任期が定められていることから、各々が考えているキャリアプランについて比較的实现しやすいのではないかと思います。

(石原) 自身が民間で経験した、技術的な知識や経験が活かせる職場だなと思います。それと、教育制度が充実しているというのを実感します。特許庁では、入庁時に指導審査官から2年間の指導を受けられますが、それだけ人に時間をかけることができることは、素晴らしいことだと思います。また、特許事務所では、クライアントがいるため、仕事のスケジュールを自分でコントロールすることは難しいのですが、審査官はスケジュールをある程度自分でコントロールできる点も良いと思います。そして、土日祝日は確実に休めること、仕事量に対する報酬のバランスが良いというのも魅力的です。

一以上で本企画を終了したいと思います。お二人とも、本日は大変貴重なお話をありがとうございました。本企画を通じて、少しでも任期付審査官の魅力が伝われば幸いです。

(インタビュアー：特技懇編集委員 市村脩平)